

# 兵庫県公報

平成25年6月14日 金曜日 第2500号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 昭和53年兵庫県告示第1432号（自動車税等証紙印取扱者の指定等）の一部改正（税務課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	3
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	8
<b>公 告</b>	
○ 平成25年兵庫県功労者表彰（秘書課）	8
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	15
○ 一定の複数建築物の認定の取消し（建築指導課）	15
<b>公安委員会告示</b>	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	16

## 告 示

### 兵庫県告示第857号

昭和53年兵庫県告示第1432号（自動車税等証紙印取扱者の指定等）の一部を次のように改正する。

平成25年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

自動車税等証紙印取扱者の名称等の表中

「

財団法人 大阪陸運協会 大阪市中央区谷町2丁目9番3号	兵庫県自動車会館内 財団法人 大阪陸運協会	神戸市東灘区魚崎浜町33
	姫路自動車会館内 財団法人 大阪陸運協会	姫路市飾磨区中島福路町2361
	兵庫県軽自動車会館内 財団法人 大阪陸運協会	神戸市西区玉津町居住字孫田67の4

」

を

一般財団法人 近畿陸運協会 大阪市中央区天満橋京町1番1号	兵庫県自動車会館内 一般財団法人 近畿陸運協会 兵庫支部	神戸市東灘区魚崎浜町33
	姫路自動車会館内 一般財団法人 近畿陸運協会 兵庫支部	姫路市飾磨区中島福路町3323
	兵庫県軽自動車会館内 一般財団法人 近畿陸運協会 兵庫支部	神戸市西区玉津町居住字孫田 67の4

に改める。



**兵庫県告示第858号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成25年 6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県東播土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	井 上 始	小野市鹿野町2175番地
同	石 井 正 敏	加東市山国593番地
同	小 池 隆 夫	同 市秋津248番地2
同	岸 本 紀久文	小野市万勝寺町848番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	田 中 敦	小野市曾根町15番地の5
同	高 瀬 俊 介	加東市吉馬1576番地
同	鳥 田 建 夫	同 市黒谷536番地
同	岩 崎 一 彦	同 市松沢761番地11

**東播用水土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 原 睦	加古郡稲美町野寺982番地の3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 泰 利	加古郡稲美町草谷530番地の1

**草谷川土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 幸 男	加古郡稲美町草谷1090番地
同	井 澤 昭 夫	同 郡同 町下草谷218番地
同	魚 住 伸 男	同 郡同 町草谷274番地の2
同	井 澤 重 幸	同 郡同 町下草谷113番地

同	井 澤 吉 清	同 郡同	町下草谷120番地の 1
同	井 澤 忠 次	同 郡同	町下草谷401番地の113
同	長谷川 節 次	同 郡同	町下草谷340番地の126
同	前 川 茂 樹	同 郡同	町草谷261番地
同	亀 尾 信 行	同 郡同	町草谷285番地の 3
同	魚 住 哲 夫	同 郡同	町草谷1147番地の 7
同	魚 住 雅 信	同 郡同	町草谷238番地
同	鷺 野 和 典	同 郡同	町草谷678番地
同	藤 本 正 幸	同 郡同	町草谷732番地の 1
監 事	魚 住 敏 孝	同 郡同	町草谷1077番地の 2
同	大 竹 博 昭	同 郡同	町草谷302番地
同	井 澤 一 雄	同 郡同	町下草谷216番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	亀 尾 龍 一	加古郡稲美町草谷301番地の 1
同	大 山 隆 造	同 郡同 町草谷59番地の155
同	井 澤 重 幸	同 郡同 町下草谷113番地
同	藤 田 忠 雄	同 郡同 町草谷1096番地
同	大 竹 宏 樹	同 郡同 町草谷280番地の 2
同	前 川 善 保	同 郡同 町草谷250番地
同	藤 本 恭 浩	同 郡同 町草谷258番地
同	前 川 良 勝	同 郡同 町草谷231番地
同	宮 本 利 幸	同 郡同 町草谷234番地
同	井 澤 吉 清	同 郡同 町下草谷120番地の 1
同	井 澤 康 晴	同 郡同 町下草谷340番地の140
同	井 澤 幸 憲	同 郡同 町下草谷340番地の115
同	井 澤 勝 則	同 郡同 町下草谷401番地の183
監 事	井 澤 忠 治	同 郡同 町下草谷401番地の113
同	藤 本 泰 利	同 郡同 町草谷530番地の 1
同	藤 本 義 昭	同 郡同 町草谷726番地



兵庫県告示第859号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成25年 6 月 14 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

磐西土地改良区

氏 名	住 所
原 戸 春 雄	加古川市平荘町磐373番地
高 橋 正 光	同 市平荘町磐25番地の 3
高 橋 忠 義	同 市平荘町磐22番地の 1
井 上 泉	同 市平荘町磐404番地
高 橋 新	同 市平荘町磐272番地の 1
柳 正 平	同 市平荘町磐396番地
高 橋 幾 夫	同 市平荘町磐279番地



兵庫県告示第860号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第 5 条の規定により、種畜証明書を次のとおり書換交付した。

平成25年 6 月 14 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	照立土井、西杉土井、奥人、富亀土井、茂池波、丸池土井



**兵庫県告示第861号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
姫路市安富町関字若山1153の1、1153の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第862号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
姫路市安富町柘原字奥山230の6、230の76
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第863号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
姫路市安富町栞原字奥山230の5、230の65
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第864号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
姫路市安富町栞原字ヤケ谷148の23、148の57、字奥河原179の11、字足谷210の8、210の14、210の18、210の39、210の107、210の109、210の114から210の116まで、210の158、字東平岩224の1、224の17、224の19、字奥山230の30、230の40、230の66、230の67、230の102、字奥中山233の1、字口中山452の19、452の24、452の30
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第865号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町河原田字カナリ1490の1から1490の4まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。〕



兵庫県告示第866号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市波賀町上野字墓地1795の2（次の図に示す部分に限る。）、1795の37、1795の38、1795の40、1795の41

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。〕



兵庫県告示第867号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市波賀町上野字中谷1793の2から1793の4まで、1793の6、1793の7、1793の8（次の図に示す部分に限る。）、1793の9、1793の17、1793の20、1793の24、1793の32から1793の40まで、字墓地1795の2（次の図に示す部分に限る。）、1795の4から1795の14まで、1795の28、1795の29、1795の35、1795の42から1795の46まで、1795の50

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第868号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市波賀町上野字中谷1793の8（次の図に示す部分に限る。）、1793の29、1793の41から1793の43まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第869号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市波賀町上野字中谷1793の1、1793の31、波賀町皆木字中谷903の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第870号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

基本測量（オルソ作成）

2 作業期間

平成25年 7月 1日から平成26年 3月31日まで

3 作業地域

神戸市東灘区、神戸市灘区、神戸市北区、神戸市西区、西宮市、加古川市、三木市、小野市、三田市、加西市、加東市及び加古郡稲美町



**兵庫県告示第871号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年 6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名 飯 田 康 明

住所 豊岡市日高町名色1572

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 志ん屋旅館

所在地 豊岡市日高町名色1572

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

縦覧期間 平成25年 6月14日から同月27日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成25年 6月14日から同月27日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

**平成25年兵庫県功労者表彰**

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、平成25年兵庫県功労者として平成25年 5月 3日に次の者を表彰した。

平成25年 6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**県勢高揚功労（3名）**

五百旗頭 真	ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長	西宮市
岩 槻 邦 男	前兵庫県立人と自然の博物館館長	横浜市
加 藤 隆 久	兵庫県文化懇話会委員、神戸芸術文化会議議長 (生田神社宮司)	神戸市中央区



**県政功勞（11名）**

野 間 洋 志	兵庫県議会議員	三田市
小 池 ひろのり	兵庫県議会議員	神戸市中央区
森 脇 保 仁	兵庫県議会議員	宝塚市
杉 本 ちさと	兵庫県議会議員	姫路市
長 岡 壯 壽	兵庫県議会議員	赤穂市
松 本 隆 弘	兵庫県議会議員	明石市
岸 口 実	兵庫県議会議員	明石市
石 井 秀 武	兵庫県議会議員	神戸市西区
石 井 健一郎	兵庫県議会議員	神戸市灘区
加 田 裕 之	兵庫県議会議員	神戸市長田区
上 羽 慶 市	元兵庫県教育委員長	神戸市西区

**自治功勞（25名）**

石 見 利 勝	姫路市長	姫路市
門 康 彦	淡路市長	淡路市
古 谷 博	稲美町長	加古郡稲美町
圓 尾 哲 也	兵庫県行政書士会理事	姫路市
竹 重 栄 二	神戸市議会議員	神戸市垂水区
安 達 和 彦	神戸市議会議員	神戸市須磨区
吉 田 善 彦	姫路市議会議員	姫路市
松 村 ヤス子	尼崎市議会議員	尼崎市
荒 木 伸 子	尼崎市議会議員	尼崎市
中 川 經 夫	西宮市議会議員	西宮市
地 村 耕一良	洲本市議会議員	洲本市
平 野 貞 雄	芦屋市議会議員	芦屋市
加 柴 優 美	伊丹市議会議員	伊丹市
木 谷 敏 勝	豊岡市議会議員	豊岡市
村 上 孝 義	加古川市議会議員	加古川市
松 原 宏	元赤穂市議会議員	赤穂市
池 田 勝 雄	西脇市議会議員	西脇市
今 北 義 明	三田市議会議員	三田市
足 立 正 典	元丹波市議会議員	丹波市
川 上 命	南あわじ市議会議員	南あわじ市
伊 藤 一 郎	宍粟市議会議員	宍粟市
柳 生 陽 一	たつの市議会議員	たつの市
下 坊 辰 雄	猪名川町議会議員	川辺郡猪名川町
吉 岡 敏 子	稲美町議会議員	加古郡稲美町
山 田 弘 治	佐用町議会議員	佐用郡佐用町

**青少年育成功勞（4名）**

牛 塚 育 雄	日本ボーイスカウト兵庫連盟学識経験者理事	宝塚市
大 崎 清	元兵庫県スポーツ少年団本部長	赤穂市
大 辻 利 弘	スポーツクラブ21ひょうご全県連絡協議会会長	加古川市
春 名 奈津江	兵庫県青少年補導委員連合会監事	加古川市

**文化功勞（8名）**

澤 井 洋 子	兵庫県俳句協会会長	神戸市北区
庄 司 宰 山	東播磨文化団体連合会副会長	加古郡稲美町
善 竹 忠一郎	能楽師狂言方	神戸市東灘区
中 澤 宗 幸	弦楽器製作者	東京都渋谷区

中村 八千代	アルカディア音楽芸術財団理事長	芦屋市
花柳 芳圭次	日本舞踊家	神戸市兵庫区
羽地 靖隆	兵庫県吹奏楽連盟副理事長	尼崎市
矢田 正一	兵庫県合唱連盟副理事長	神戸市東灘区
<b>地域活動功労（29名）</b>		
秋山 静江	中播磨ブロック更生保護女性会会長	姫路市
有田 京子	西宮コミュニティ協会副理事長	西宮市
尾崎 久	兵庫県連合自治会副会長	宝塚市
木村 昌照	西播磨文化協会連絡協議会常任理事	赤穂郡上郡町
戸田 幸男	全但社会福祉協議会連絡会会長	朝来市
畑 美代子	前淡路市文化協会会長	淡路市
宮脇 かをる	伊丹市保健衛生推進連合会会長	伊丹市
安田 登	港島自治連合協議会会長	神戸市中央区
山内 照男	赤穂郡身体障害者福祉協議会代表理事	赤穂郡上郡町
山村 紀久子	美方地区更生保護女性会会長	美方郡香美町
猪熊 修	神戸市子ども会連合会会長	神戸市須磨区
岩見 米男	洲本市子ども会連絡協議会会長	洲本市
大内 信男	こころ豊かな美しい北播磨推進会議副会長	西脇市
木下 圭子	洲本温泉観光旅館連盟女将の会会長	洲本市
杉本 稔	こころ豊かな美しい丹波地域推進会議理事	篠山市
隅田 雅裕	前日本郵便株式会社神戸舞子郵便局長・前神戸市西部地区 連絡会地区統括局長	神戸市垂水区
高石 肇	猪名川町体育協会会長	川辺郡猪名川町
松原 由美子	東播磨地区子ども会連絡協議会副会長	明石市
横山 和代	姫路神崎生活研究グループ連絡協議会会長	神崎郡福崎町
天野 智	こうのとりの大使	朝来市
北野 木鶏	播州山頭火顕彰キンダーの会代表	高砂市
高井 壽郎	加西市ボランティア・市民活動センター運営委員会委員長	加西市
佃 利津子	高砂市連合婦人会役員	高砂市
依田 吉充	元出る杭プロジェクト代表	佐用郡佐用町
奥村 孝子	統計調査員	伊丹市
切貫 光代	統計調査員	加古川市
福井 千恵美	統計調査員	神戸市中央区
森崎 省次	統計調査員	神戸市中央区
安井 泰子	統計調査員	神戸市垂水区
<b>教育功労（19名）</b>		
小西 律	近畿大学豊岡短期大学教授	豊岡市
菅井 邦介	武庫川女子大学教授	神戸市東灘区
曾我 祐典	関西学院大学名誉教授	芦屋市
名須川 知子	兵庫教育大学大学院教授	神戸市西区
春山 清純	神戸薬科大学教授	神戸市東灘区
藤田 継道	関西国際大学教授	尼崎市
藤野 達士	明石工業高等専門学校名誉教授	加古川市
朴木 佳緒留	神戸大学大学院教授	神戸市東灘区
足利 誠薫	前神戸常盤女子高等学校校長	大阪市
石川 保則	甲南中・高等学校教諭	西宮市
大内 義博	白陵中・高等学校教諭	姫路市
菅野 タミ子	元雲雀丘学園中・高等学校教諭	大阪府池田市

西 海 淳 二	須磨ノ浦女子高等学校教諭	神戸市垂水区
西 村 公 男	愛甲学院理事長	西宮市
二 渡 智香子	しもさかべ幼稚園園長	尼崎市
船 橋 昭	前神戸女学院中・高等学部部長	神戸市垂水区
森 本 幸 一	小林聖心女子学院小学校副校長	西宮市
山 口 俊 一	前滝川第二中・高等学校教頭	三木市
山 本 信 子	めぐみ学園理事長	川西市
<b>防災功労（5名）</b>		
天 川 佳 美	有限会社きんもくせい代表取締役	神戸市東灘区
大 野 幸 一	船越自主防災会会長	姫路市
角 野 幸 博	関西学院大学教授	芦屋市
坂 元 宣 之	兵庫県電気工事工業組合副理事長	姫路市
前 林 清 和	神戸学院大学教授	神戸市北区
<b>消防功労（6名）</b>		
青 山 喜 一	香美町消防団団長	美方郡香美町
石 原 武 士	朝来市消防団団長	朝来市
作 間 尚 義	高砂市消防団団長	高砂市
畑 勇	三田市消防団団長	三田市
春 木 壽 朗	姫路市網干消防団団長	姫路市
古 曾 正 之	前神戸市消防正監	神戸市北区
<b>福祉功労（24名）</b>		
井 上 三枝子	兵庫県手をつなぐ育成会副理事長	尼崎市
沖 田 昌 弘	兵庫県遺族会常任理事	洲本市
後 藤 由 郎	元兵庫県傷痍軍人会副会長	尼崎市
佐 伯 壽 一	兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会会長	神戸市灘区
水 田 みさ子	元兵庫県傷痍軍人会副会長	神戸市中央区
森 京 子	兵庫県婦人共励会理事長	加古川市
由 井 祐 三	兵庫県肢体不自由児者協会理事	神戸市垂水区
吉 田 知 英	元兵庫県肢体不自由児者父母の会連合会副会長	西宮市
涌 波 和 信	兵庫県精神福祉家族会連合会副会長	神戸市東灘区
和 田 政 巳	兵庫県里親会連合会副会長	姫路市
嘉 住 幸 子	こくふこども園施設長	養父市
高 木 俊 博	特別養護老人ホームヘルシービラ加美施設長	多可郡多可町
福 田 直 眞	若狭野荘施設長	赤穂郡上郡町
福 田 律 子	有岡乳児保育所副施設長	伊丹市
村 野 依里子	豊陵保育園主任保育士	京都府京丹後市
安 達 浩	民生委員・児童委員	尼崎市
貴 山 好 江	民生委員・児童委員	西宮市
高 原 洋 子	民生委員・児童委員	神戸市北区
中 村 文 子	民生委員・児童委員	宝塚市
長谷川 喜久美	民生委員・児童委員	神戸市須磨区
萬 谷 久 司	民生委員・児童委員	豊岡市
芦 原 美智代	保護司	豊岡市
平 本 恵 子	保護司	加古川市
郷 司 正 静	人権擁護委員	美方郡新温泉町
<b>健康功労（11名）</b>		
太 田 洋 一	赤穂市医師会会長	赤穂市
豊 田 俊	兵庫県医師会常任理事	神戸市北区

中川泰彰	兵庫県歯科医師会理事	川西市
本庄昭	神戸市医師会会長	神戸市灘区
松本卓	兵庫県医師会常任理事	芦屋市
森脇繁和	西脇市多可郡歯科医師会会長	西脇市
赤松路子	兵庫県薬剤師会会長	神戸市東灘区
浅野達藏	兵庫県精神神経科診療所協会会長	神戸市中央区
賀内進一	兵庫県鍼灸マッサージ師会業務執行理事	小野市
梶平司	兵庫県理学療法士会会長	尼崎市
米田寛子	兵庫県難病団体連絡協議会常任幹事兼事務局長	神戸市須磨区

**生活消費功労（8名）**

荒井徹治	兵庫県喫茶飲食生活衛生同業組合副理事長	尼崎市
大西賢一	兵庫県食肉生活衛生同業組合副理事長	相生市
柏木弘	生活衛生同業組合兵庫県興行協会副理事長	神戸市西区
神山英俊	姫路市食品衛生協会副会長	姫路市
吉井啓二	兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長	姫路市
武田喜代佳	淡路消費者団体連絡協議会常任理事兼監事	洲本市
本田英一	生活協同組合コープこうべ組合長理事	神戸市西区
山根延子	兵庫県消費者団体連絡協議会理事	養父市

**女性活動功労（11名）**

金地享子	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会常任理事	尼崎市
北山孝子	兵庫県いずみ会理事	宝塚市
谷田綾子	元兵庫県愛育連合会理事	篠山市
玉森たりほ	神戸市婦人団体協議会理事	神戸市須磨区
中川勝子	兵庫県いずみ会理事	三田市
長野みよし	淡路市婦人会理事	淡路市
藤枝美津代	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会理事	三木市
藤浪芳子	前神戸商工会議所女性会会長	神戸市長田区
山本賀世子	兵庫県商店連合会女性部会計	神戸市中央区
油谷晃代	兵庫県連合婦人会常任理事	三田市
吉田八重子	兵庫県更生保護女性連盟理事	三木市

**産業振興功労（26名）**

新尚一	神戸商工会議所副会頭	神戸市中央区
伊藤英樹	三木商工会議所副会頭	三木市
猪坂悦司	新温泉町商工会会長	美方郡新温泉町
江見満	相生商工会議所副会頭	相生市
小西新太郎	伊丹商工会議所副会頭	伊丹市
小西正剛	洲本商工会議所副会頭	洲本市
谷本学	佐用町商工会会長	佐用郡佐用町
成世邦俊	赤穂商工会議所副会頭	赤穂市
松本早正	元朝来町商工会会長	朝来市
柳田吉亮	小野商工会議所副会頭	小野市
卯野隆也	元兵庫県鞆卸商業組合理事長	豊岡市
貴傳名慧	兵庫県商店街振興組合連合会常任理事	加古川市
桑田直宏	兵庫県繊維品小売商業組合常任理事	姫路市
松井佐一郎	ひょうごツーリズム協会副理事長	神戸市中央区
眞鍋輝義	兵庫県電機商業組合専務理事	加西市
三宅節男	兵庫県書店商業組合常務理事	明石市
山形繁光	兵庫県商店連合会副会長	西宮市

大上 巧	丹波立杭陶磁器協同組合理事長	篠山市
小田 俱義	神戸ファッション協会会長	神戸市東灘区
木下 卓	元神戸市機械金属工業会副会長	神戸市垂水区
黒田 俊一	兵庫県計量協会副会長	芦屋市
神木 雅之	兵庫県靴下工業組合理事長	神戸市東灘区
高木 克彦	兵庫県印刷工業組合副理事長	神戸市須磨区
谷坂 丈太郎	協同組合尼崎工業会理事	西宮市
橋本 潤	兵庫県鋸螺釘工業協同組合副理事長	神戸市西区
樋口 政男	協同組合産団協副理事長	神戸市垂水区
<b>労働・技能功労（8名）</b>		
須藤 明彦	兵庫県経営者協会常務理事	神戸市須磨区
村上 昇	元日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長代理	神戸市垂水区
延命寺 源太郎	兵庫県建具組合連合会会長	神戸市長田区
田中 博和	兵庫県杜氏組合連合会副会長	美方郡新温泉町
長尾 安夫	元兵庫県洋服技能士会会長	神戸市兵庫区
中野 和憲	兵庫県室内装飾事業協同組合技能士会会長	姫路市
林 美代子	兵庫県寝具技能士会副会長	神戸市東灘区
森川 正美	兵庫県石工技能士会会長	揖保郡太子町
<b>国際協力功労（9名）</b>		
アフメト・アジャル	ひょうごトルコ友愛基金管理委員会委員	トルコ共和国
グエン・トリ・ユン	JAVIP CLUB 副会長	名古屋市
クリスティン・オー・グレゴア	前アメリカ合衆国ワシントン州知事	アメリカ合衆国
ジェームス・ディー・シネガル	前コストコ・ホールセール・コーポレーションCEO	アメリカ合衆国
スポット・イサラングーン・ナ・アユッタヤ	前在大阪タイ王国総領事	タイ王国
ホセ・ロペス・バルガス	元ネスレ日本株式会社代表取締役会長兼社長	スイス連邦
松原 マリナ アキズキ	関西ブラジル人コミュニティ理事長	神戸市長田区
吉 富 志津代	多言語センターFACIL理事長	神戸市垂水区
ロバート・アラン・マクドナルド	元プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク社長	アメリカ合衆国
<b>農林水産功労（17名）</b>		
石倉 敏夫	神戸市勝雄土地改良区理事長	神戸市北区
市川 廣	兵庫県農業機械商業協同組合副理事長	姫路市
金治 志津夫	印南養鶏農業協同組合専務理事	加古川市
金子 洋一	たじま農業協同組合代表理事組合長	豊岡市
高本 幸枝	前兵庫県女性農漁業士会会長	朝来市
齋藤 繁雄	前大山川沿岸土地改良区理事長	篠山市
坂田 洋一	兵庫県加古土地改良区理事長	加古郡稲美町
鳶谷 福重	兵庫県家畜商業協同組合副理事長	洲本市
松本 俊一	前南淡南部土地改良区理事長	南あわじ市
安田 耕二	兵庫県養蜂振興会理事	姫路市
柳原 政富	兵庫県農業機械化協会理事	揖保郡太子町
稲葉 修吾	北但東部森林組合代表理事組合長	豊岡市
上田 穰	兵庫県林業種苗協同組合理事長	美方郡香美町
上村 廣一	兵庫県漁業共済組合組合長理事	姫路市

里村 克	香住水産加工業協同組合代表理事組合長	美方郡香美町
春名 善樹	兵庫県指導林家会会長	宍粟市
松野 正和	兵庫県木材業協同組合連合会会長	神戸市長田区
<b>食品流通功勞（10名）</b>		
上杉 昌彦	兵庫県米穀事業協同組合理事	豊岡市
上松 圭三	兵庫県米穀小売商業組合理事	尼崎市
大谷 聖	兵庫県乾麺協同組合副理事長	たつの市
岡田 利男	神戸中央青果卸売協同組合理事	神戸市垂水区
沖田 恒雄	兵庫県清涼飲料協同組合理事	養父市
西村 欣祐	兵庫県菓子工業組合副理事長	三田市
原田 富男	兵庫県パン商工組合会計理事	神戸市長田区
福島 龍一	神戸青果商業協同組合理事長	神戸市中央区
松本 嘉之	前兵庫県青果地方卸売協会会計理事	西宮市
米田 和生	前兵庫県水産物卸売協会会長	赤穂市
<b>環境功勞（9名）</b>		
今西 勝	菊炭生産者	川西市
上田 尚志	コウノトリ市民研究所代表理事	豊岡市
黒谷 静佳	兵庫県地球温暖化防止活動推進員	神戸市垂水区
田中 美喜朗	けびの森くらぶ代表	豊岡市
堂馬 英二	六甲山を活用する会代表幹事	神戸市灘区
西村 善明	尼崎鉄工団地協同組合理事長	西宮市
福田 正	ひょうご森の倶楽部会長	三木市
福原 陽一郎	西但馬の自然を考える会代表	美方郡新温泉町
古屋 定繁	兵庫県猟友会副会長	篠山市
<b>土木建設功勞（5名）</b>		
宇都宮 秀市	兵庫県建設業協会理事	宝塚市
北浦 督通	兵庫県建設業協会常任理事	神戸市灘区
武井 彰佐	兵庫県建設業協会理事	尼崎市
竹内 英正	兵庫県管工事業協同組合連合会理事	西宮市
福原 督之	兵庫県建設業協会姫路支部理事	姫路市
<b>まちづくり功勞（8名）</b>		
井垣 章	元兵庫県建築士事務所協会理事	豊岡市
岡本 俊	兵庫県屋外広告美術協同組合副理事長	姫路市
瀬戸本 淳	兵庫県建築会会長	神戸市東灘区
田中 隆	兵庫県宅地建物取引業協会常任理事	神戸市西区
辻木 均	全日本不動産協会兵庫県本部副本部長	神戸市北区
橋本 渉	兵庫県造園建設業協会会長	神戸市垂水区
松尾 一久	兵庫県建築士会理事	加古郡稲美町
宮川 義弘	兵庫県宅地建物取引業協会副会長	西宮市
<b>地域安全功勞（5名）</b>		
関 孝行	赤穂交通安全協会会長	赤穂市
竹田 佑一	兵庫県防犯協会連合会会長	姫路市
田中正三	尼崎東防犯協会会長	尼崎市
中村直正	長田交通安全協会会長	芦屋市
松本茂伸	桜の宮小学校児童を守る会会長	神戸市北区



**大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンモール姫路リバーシティー  
 所在地 姫路市飾磨区細江520ほか
- 2 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
匿名	(1) 毎月（土、日、祭日等）午後の時間帯に、加茂町内の東西線（市55号）が渋滞する。渋滞中は、歩行者・自転車が通行する余地がなく危険であるほか、道路に面している人の車庫の出し入れができない状態である。また、東西線（市55号）では、船場川から西の点滅信号までの区間で拡充計画があり、益々不安である。 (2) 現状として、加茂町内の東西線（市55号）が、姫路リバーシティーへの行き帰りの抜け道として利用されている。当初（平成5年）のとおりに、来客車両を基本的には通行させないことを遵守してほしい。 (3) 姫路リバーシティーへの要望 ア 東西線（市55号）からの左折流入の減少対策として、山電高架と加茂歩道橋との間に、国道250号へ南進の誘導看板を設置。 イ 店舗西側の駐車場から国道250号への左折協力の誘導看板を設置。 ウ 東西線（市55号）の渋滞時には、国道250号及び産業道路の利用を案内する館内放送ができないか。 エ 周辺的生活環境保持のため、年2回程度の自治会との（仮）連絡協議会を設けてほしい。 (4) 姫路市への要望 市55号（船場川～西点滅信号間）の拡幅計画があると聞いているが、拡幅着工前には、地元説明会の開催をお願いする。 (5) 飾磨警察への要望 基本的には、自治会の総意（町内の総意）でないと、受付しないと聞いており、自治会へお願いしたいと思う。また、交番からの交通事情等の情報を地域に生かす体制作りをお願いしたいと思う。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
 平成25年 6月14日から 1月間



**一定の複数建築物の認定の取消し**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、次のとおり認定を取り消した。

平成25年 6月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

認定取消番号	認定取消年月日	認定の取消しを行った区域	認定の取消しを行った認定番号	認定の取消しを行った認定年月日

第H25淡路団連 廃0001号	平成25年 5月31日	淡路市志筑新島 9番4、9番5 の一部、9番6、9番7の一部	第H19淡路団連 0001号	平成19年 4月25日
--------------------	-------------	-----------------------------------	-------------------	-------------

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第195の3号

行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号及び第4号の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

平成25年 6月14日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋 本 猛 伸

1 被処分者

氏名又は名称	営業所の所在地	営業所の名称	処分手項
株式会社プロスパー(代表者田淵川修)	神戸市兵庫区福原町1番8号 有楽タウンビル2階209・210号室	J J	風俗営業の許可（平成20年4月4日兵第平20-4号許可）の取消し
株式会社プロスパー(代表者田淵川修)	神戸市兵庫区福原町1番8号 有楽タウンビル2階	おかえりパパ	風俗営業の許可（平成20年4月4日兵第平20-5号許可）の取消し
玉置重次	兵庫県尼崎市昭和南通4丁目31番地 昭和南通店舗2階	麻雀 たまちゃん	風俗営業の許可（平成20年7月7日尼南第平20-4号許可）の取消し

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部生活環境課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に生活安全部生活環境課を経由して、兵庫県公安委員会に対し異議申立てをするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

また、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。